

播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会における会議傍聴要領

1 趣旨

この要領は、播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会設置要綱第10条の規定に基づき、播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会の会議（以下、「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人

傍聴人とは、事務局の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

3 会議の開催通知

- (1) 会議の開催は、事前に一定の方法（記者発表等）により周知するものとする。
周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 周知内容は、会議名、開催日時、開催場所、議題、その他必要な事項とする。

4 傍聴人の定員等

- (1) 傍聴人の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 上記4(1)にかかわらず、特に必要があると認める場合は、事務局が別に定員を決めることができる。

5 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議開催会場で、会議開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入のうえ、申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が会議開会予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により、傍聴人を決定することができる。
なお、会議開会予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合については、会議の開会予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴人は事務局の指示に従って、会議開会時刻までに会場に入場すること。
なお、会議開会後の入場は認めない。

6 傍聴整理券の所持

会議を傍聴しようとする者は、傍聴整理券（様式第2号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は静粛に傍聴することとし、私語、喚声その他の行為により騒ぎたて

ないこと。

- (2) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (3) はち巻きやヘルメットを着用するなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他会議の支障となる行為をしないこと。

8 質疑

傍聴人からの質疑は認めない。

9 撮影、録画、録音等の許可

- (1) 傍聴人は会場において撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、事務局の許可を得た場合はこの限りではない。
- (2) 9(1)ただし書きの規定により会議の撮影、録画、録音等の許可を得ようとする者は、許可願（様式第3号）を会議開始前までに事務局に提出しなければならない。

10 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は4から6の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 7及び8の規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。
- (3) 報道関係者による会議の撮影、録画、録音等は、原則冒頭のみとする。

11 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、事務局の指示に従わなければならない。

12 傍聴人の退場

傍聴人は、この要領に違反し、事務局が会場からの退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年11月5日から施行する。

(様式第1号)

播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会 傍聴申出書

令和 年 月 日開催

番号	住所	氏名	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(様式第2号)

No. _____
傍聴整理券
播磨科学公園都市の 新たなあり方検討協議会
令和 年 月 日開催

(様式第3号)

撮影・録音等許可願		
会議	会議名	播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会
	開催日	令和 年 月 日
撮影・録音等の目的		
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会 様</p> <p>申込者 住所 _____</p> <p>氏名 _____</p>		